令和７年度

若桜町健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

若桜町監査委員

（別紙）

令和７年度若桜町財政健全化判断比率審査意見

1　審査の対象

令和７年度　実質赤字比率

令和７年度　連結実質赤字比率

令和７年度　実質公債費比率

令和７年度　将来負担比率

上記各比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2　審査の期日

令和８年８月１０日

3　審査の方法

審査は、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政に関する法律、その他関係法令等に従い、適正に作成されているかを関係書類等の照合審査をするとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

4　審査の結果

審査に付された、次の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも関係法令に準拠して作成され、その算定は適正であると認める。

健全化判断比率

（単位：％）

区　分	令和６年度	令和７年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－ （▲１３．００）	－ （▲１３．４６）	１５．０	２０．０
連結実質赤字比率	－ （▲２１．９０）	－ （▲２３．０９）	２０．０	３０．０
実質公債費比率（単年度）	８．９	９．４	２５．０	３５．０
将来負担比率	７．２	２２．０	３５０．０	

※　実質赤字比率、連結実質赤字比率は、算定結果がマイナス（黒字）となったので「－」と表記するが、参考として黒字の数値を（　）内に「▲」で表記した。

（1）　いずれの数値も基準以下で、注視すべき数値はない。

（2）　実質公債費比率（３カ年平均）は９．３％で、前年度と比較すると０．２％上昇している。また、実質公債費比率（単年度）は、９．４％で０．５％増加している。この主な要因は、過去に実施した事業分の起債元金償還が増加し、令和５年度以降は単年度で９．６％、８．９％、９．４％と高水準となり、３カ年平均は０．２％増加した。

なお、実質公債費比率（３カ年平均）は、早期健全化基準の２５％を大きく下回っている。

（3）　将来負担比率は７．２％から２２．０％と１４．８％上昇している。これは、将来負担額が前年より１，６７８万円減少したが、充当可能財源等が前年より３億２，８９０万８千円と大幅に減少したことで、将来負担比率が大きく上昇した。

なお、早期健全化基準の３５０．０％を大きく下回っている。

（4）　本町の比率は、いずれも国の示す財政健全化基準の範囲内ではあるが、今後、地方債残高の増加による元利償還金が増加する一方、人口減少が進むことにより基準財政需要額算定で交付税が減少することが予想され、大型事業が増加するとこの比率も一気に上昇する恐れがある。

起債や基金の取り崩し等には十分配慮する必要がある。

令和７年度若桜町公営企業の経営の健全化に関する審査意見

1　審査の対象

令和７年度　簡易水道事業
令和７年度　下水道事業
令和７年度　赤松団地造成事業
令和７年度　索道事業
令和７年度　新町団地事業

上記各事業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2　審査の期日

令和８年８月８日

3　審査の方法

審査は、各公営企業会計の資金不足比率の計算が適正であるかどうかを、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類との照査や関係当局からの聴取等により実施した。

4　審査の結果

審査に付された次の資金不足比率は、公営企業の資金不足を公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものである。いずれも適正に作成された書類に基づき算定されていると認める。

資金不足比率

（単位：％）

公営企業会計名	令和６年度	令和７年度	経営健全化基準
簡易水道事業	—	—	２０．０
下水道事業	—	—	
赤松団地造成事業	—	—	
索道事業	１６．５	—	
新町団地事業		—	

いずれの公営企業会計も、国の示す基準では財政の健全段階の範囲である。

5　個別意見

① 簡易水道事業会計について

令和７年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は４４，６６４，０７８円となっており、資金不足は生じていないため、比率は標記されない。

したがって、経営健全化基準の２０．０％と比較すると、これを下回っている。

② 下水道事業会計について

令和７年度の流動資産から流動負債（建設改良等の財源に充てる企業債及び長期借入金を除く）を減じた額は１３０，３０４，４３２円となっており、資金不足は生じていないため、比率は標記されない。

したがって、経営健全化基準の２０．０％と比較すると、これを下回っている。